

2 小児の第2次救急医療体制

平成 18 年 4 月現在

第2次救急医療圏名	対象区域	第2次救急実施体制			小児第2次救急医療体制		小児救急の実施体制
	対象行政区分	診療体制	当番病院数	病院数	体制	状況	
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	毎夜間 毎休日	1	3	△	共立湊病院 (10日に1回)	初期:内科系の在宅当番医制で対応 2次:当番日以外は共立湊病院で小児科医師をオンコールで呼出して対応
伊東	伊東市	毎夜間 毎休日	1	1	△	市立伊東市民病院 (週1日)	初期:休日昼間は小児科の当番医。夜間救急医療センターで深夜まで対応。その後は伊東市民病院で対応 2次:当番日以外は市立伊東市民病院で小児科医をオンコールで呼出して対応
熱海	熱海市	毎夜間 毎休日	1	3	○	国際医療福祉大学附属熱海病院、所記念病院 (毎夜間、毎休日)	初期:2次救急病院で対応 2次:2輪番病院で通年対応
駿豆	沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	毎夜間 毎休日	4	14	○	国立病院機構静岡医療センター、沼津市立病院、聖隷沼津病院、 (毎夜間、毎休日)	初期:沼津夜間急患センターでは終夜対応。三島メディカルセンターでは夜9時まで対応しその後は沼津へ引継。沼津医師会管内は通年で小児科の当番医が対応。田方医師会管内は通年で内科系の当番医が対応 2次:3輪番病院で通年で対応
御殿場	御殿場市、小山町	毎夜間 毎休日	2	6	△	有隣厚生会富士病院 (毎夜間、毎休日)	初期:御殿場市救急医療センターで終夜対応 2次:有隣厚生会富士病院で入院の必要な小児患者は24時間受入
富士	富士市	毎夜間 毎休日	2	4	△	富士市立中央病院 (毎夜間、毎休日) 富士宮市は内科系の当番病院が対応	初期:富士市救急医療センター、富士宮市救急医療センターで終夜対応 2次:富士市は富士市立中央病院で通年対応。富士宮市は内科系の当番病院が対応
	富士宮市、芝川町	毎夜間 毎休日	2	3			
清庵	静岡市清水地区、富士川町、由比町	毎夜間 毎休日	2	3	○	静岡市立清水病院、清水厚生病院、 (月6日を除く毎夜間、毎休日)	初期:旧清水市域では通年で小児科の当番医が対応。庵原郡医師会管内は在宅通知制(掛り付け医)で対応 2次:2輪番病院で月6日を除く毎夜間、毎休日を対応。月6日は旧静岡市内の内科系当番病院へ搬送して対応
静岡	静岡市静岡地区	毎夜間 毎休日	2	6	○	県立総合病院、県立こども病院、静岡市立静岡病院、静岡赤十字病院、静岡厚生病院、静岡済生会総合病院 (毎夜間、毎休日)	初期:休日昼間は小児科の当番医が対応。それ以外は深夜まで急病センターの小児科医が対応。深夜帯は2次の当番病院へ搬送して対応 2次:内科系の当番病院に小児科医が当直して対応
志太 榛原	焼津市、藤枝市、島田市、御前崎市(旧御前崎町)、牧之原市、岡部町、大井川町、吉田町、川根町、川根本町	毎夜間 毎休日	1	4	△	既存の制度で対応 ※ 小児救急医療支援事業の実施は可能	初期:休日の昼間は内科系若しくは小児科の当番医が対応。夜間は在宅通知制(掛り付け医)で対応。志太榛原地域救急医療センターでは終夜対応 2次:焼津、藤枝、島田の各病院ではNICUに常駐する小児科医が必要があれば小児救急患者を診察。榛原はオンコールで小児科医を呼出して対応
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市(旧浜岡町) 菊川市、森町	毎夜間 毎休日	2	6	△	既存の制度で対応 ※ 小児救急医療支援事業の実施は可能	初期:小笠医師会管内は毎夜間は内科系の当番医が対応。掛川市内は休日昼は急患センターでも対応。磐田市医師会管内では休日昼は内科系の当番医が対応。夜間は終夜救急医療センターで対応。磐周医師会管内は通年内・外混合の当番医が対応 初期医療機関で対応できない患者は2次の当番病院へ搬送 2次:菊川、浜岡、掛川、袋井、磐田の各病院ではNICUに常駐する小児科医が必要があれば小児救急患者を診察
西遠	浜松市(旧浜松市、旧浜北市、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町)、湖西市、新居町	毎夜間 毎休日	1	8	○	遠州総合病院、浜松赤十字病院、聖隷浜松病院、県西部浜松医療センター、聖隷三方原病院、浜松労災病院、浜松医科大学附属病院 (毎夜間、毎休日)	初期:浜松市医師会管内は休日昼は小児科医の当番医が対応。夜間は夜間救急室の小児科医が対応。浜北市医師会管内は休日昼は内科系の当番医が夜間は在宅通知制(掛り付け医)で対応。浜名医師会管内は休日昼は当番医が対応。夜間は在宅通知制(掛り付け医)で対応。雄踏町・舞阪町は浜松市夜間救急医療室へ搬送。引佐郡医師会は年間を通じて内・外混合の当番医が対応 2次:内科系の当番病院に小児科医も当直して対応
北遠	浜松市(旧天竜市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町)、	毎夜間 毎休日	2	2	△	小児救急は未対応 (内科系当番病院で対応)	初期:内科系の当番医が対応 2次:内科系の当番病院で対応し、必要があれば西遠医療圏の当番病院へ搬送して対応
	□ は幹事市町村			63			

注 小児2次救急医療体制対応欄の○・△は、○:体制完備…5 医療圏、△:既存制度で対応…7 医療圏(内科系当番病院で対応 or 小児科医による診察日が限定されている。)